平成２２年（フ）第３４号
宮城県登米市迫町北方字舟橋66番地１
債務者　油井　勝敏
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３５号
宮城県登米市登米町日野渡蛭沢139番地
債務者　関口　春子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３６号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗１丁目15番地６
債務者　小野寺　隆
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３７号
宮城県登米市中田町上沼字大柳119番地５
中田大柳住宅７号
債務者　佐藤みえ子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３８号
宮城県登米市迫町佐沼字鉄砲丁64番地
債務者　高橋　順子（旧姓邊見）
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２５２号
茨城県水戸市石川２丁目4274番地の１　三宅住宅
債務者　菅谷　幸洋
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
茨城県水戸市姫子１丁目823番地の23　サンルーム姫子202号
債務者　廣瀬　晃世
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
茨城県那珂市後台3137番地17
債務者　菅藤　敦昭
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
茨城県水戸市常磐町２丁目14番29号　平野方
債務者　飯島　統子（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
茨城県水戸市東前３丁目１番地　県営東前アパート２棟402号
債務者　鶴田　尚美
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
茨城県水戸市見川５丁目295番地の２　市営見川住宅１棟２Ｆ３号
債務者　石嵜とし江
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2878番地４岡崎住宅３号
債務者　堀江　正義
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2878番地４岡崎住宅３号
債務者　堀江　邦子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８４号
茨城県水戸市堀町729番地　雨貝方、住民票上の住所茨城県水戸市堀町1932番地の５
債務者　金澤　敏江
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
茨城県笠間市押辺70番地
債務者　永嶋　やす
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
茨城県水戸市大場町4532番地　入野隆方、住民票上の住所茨城県水戸市大場町6366番地の４
債務者　入野　紀男
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９６号
茨城県水戸市笠原町261番地の７　２号
債務者　高橋　　真
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所